

平成25年第1回定例会

特別委員会中間報告

人と自然の環境・資源対策特別委員会

大分県議会

目 次

【はじめに】	1
【調査の概要】	
I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について	4
1 塚田団地の環境問題について	4
2 野焼きと草原景観の維持について	7
II 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる 環境整備について	9
1 精神障がい者、知的障がい者の就労支援について	9
III 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策 について	15
1 県外調査について	15
2 本県のエネルギー政策について	17
【提言】	20
【終わりに】	29
【委員会の活動状況】	30

【はじめに】

人と自然の環境・資源対策特別委員会は、大分県の恵まれた環境の維持・継承、地域資源の活用や次代を担う人材の育成について調査し、人と自然を取り巻く環境づくりや多種多様な地域資源の活用策等を検討する目的で平成23年第2回定例会において設置された。

付託された事件は以下のとおりである。

- 1 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について
- 2 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について
- 3 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化について
- 4 子育て環境の整備について
- 5 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

本委員会では、まず、それぞれの付託事件について、以下のような現状認識と課題設定をおこなった。

1 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について

(1) 廃棄物処理と環境保全について

産業廃棄物等の処理や処分場の建設を巡っては、環境への悪影響を心配する地元住民との間でトラブルや反対運動が現在もいくつか発生している。

また、東日本大震災で発生したがれきの受け入れも多くの自治体や一部事務組合で放射性物質汚染の心配等により当初の受け入れ姿勢から一転し消極的となり、問題解決への取組が必要である。

(2) 野焼きと草原景観の維持について

野焼きにより守られてきた草原景観と固有の生態系が、近年の高齢化や畜産を取り巻く状況の変化などにより、後継者の減少とともに草原の減少を招いている。この伝統文化である野焼きを後世に引き継いでいく必要がある。

(3) 自然環境の保護と観光開発について

自然公園区域におけるリゾート開発の進め方について、開発業者と地元住民、自然保護団体との間で環境への配慮を巡るトラブルが発生している。バランスのとれた自然環境の保護と観光開発のあり方についてルール作りが必要である。

(4) アスベスト対策の推進について

公共の建築物に比べ、県内の民間建築物のアスベスト除去の対策が、除去費用が高額となるためすすんでいない。アスベストは、建物の老朽化とともに飛散の可能性が高くなることから早急な対策が必要である。

2 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について

(1) 再生可能エネルギーの導入と農林水産業の振興

原発事故を契機に大きく転換したエネルギー政策により、農林水産省では、総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を3年間で3倍（1%から3%）にするとの目標を掲げた。自然エネルギー自給率と供給量が日本一の本県において、普及の進む太陽光以外のエネルギー源（地熱、小水力、バイオマス等）の普及促進と併せて農林水産業の振興が必要である。

3 多様な地域資源を活用した商品づくりやツーリズムの振興等地域活性化について

(1) ツーリズムのさらなる発展に向けて

農家民泊は、安心院町グリーンツーリズム研究会が全国に先駆けて取り組み、県がその普及を後押ししてきたが、全国的な人気の高まりで地域間競争が激化し、いくつかの課題も発生している。地域の活性化に有効なツーリズムへの農家の新規参入を進める必要がある。

(2) 学校給食での食育と地産地消の推進について

学童・思春期にある子ども達に対しては、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食に関する指導が重要であり、本県の恵まれた季節感のある食材を使った地域の食・伝統料理など食文化を伝承する取組（食育）が必要である。農家の所得向上など地域活性化も期待できる学校給食での地産地消の推進が必要である。

4 子育て環境の整備について

(1) 子育て環境の整備について

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の中間見直しに基づき、特に、子どもの視点に立った今後の子育て環境の整備が求められる。

5 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

(1) 買い物難民対策について

過疎化が進んだ農村地域に限らず、世代交代が進まない郊外の団地などにおいても団地内のスーパー等が撤退し、車を運転できない高齢者が生活用品の購入に困る「買い物難民」と呼ばれる事態が全国で問題となっており、その対策が必要となっている。

(2) 精神障がい者、知的障がい者の就労支援について

障がい者の就労に関しては、特に、身体障がい者に比べ、知的障がい者や精神障がい者の雇用が立ち後れており、就業のための支援体制の強化が必要である。

以下、これまでに行った付託事件の調査及び結果の概要について報告する。

【調査の概要】

I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について

1 塚田団地の環境問題について

(1) これまでの経過

本川牧場の牛ふんの堆肥化及び塚田団地での施肥にかかる環境問題は、かねてより地区住民から解決を望む要望が多く寄せられ、県議会や日田市議会でも再三、定例会の一般質問で取り上げられている。

平成23年10月、「五馬地区環境対策協議会（日隈健二会長）」から議長に対し、「水郷日田の水を守る会」が行った水質調査の結果、周辺の河川の一部からO157が検出されたとして環境問題の解決を望む要請があった。これに対し、本委員会では現地調査と五馬地区環境対策協議会に対し聞き取り調査を行った。また、執行部に対しこれまでの経緯と対応について調査するとともに、本川牧場の牛ふんの堆肥化工程等の現地調査を行った。

本川牧場にかかる環境問題は、本社で牛の育成をする日田市高瀬地区と白ネギを栽培する日田市塚田地区との二カ所で発生した。

高瀬地区では、平成15年に牛ふんの堆肥化過程での発酵臭による異臭の苦情が発生し、日田市が改善を要請している。

本川牧場は、平成18年に日田市塚田に約270ヘクタールの農地を取得し、農業生産法人として白ネギの栽培を開始し、平成20年2月に国の草地林地一体的利用総合整備事業への事業参加申込を行った。

平成21年頃から地元市議や県議、日田市民オンブズマンらが悪臭や堆肥の過剰施肥と地下水汚染を危惧するようになり、新聞報道も行われた。

これに対し県は、平成22年4月、西部振興局内に西部地域畜産環境保全推進指導協議会を設置し、平成22年5月26日に1回目の土壌検査実施、平成23年2月までに周辺河川6回、地下水2回の水質検査を行った。

平成22年8月に行った住民への1回目の土壌調査結果報告会では、堆肥の推定散布量は千平方メートル当たり約7トンと試算し、土壌の硝酸態窒素濃度は適正基準の範囲内と説明した。しかし、同量の堆肥を散布し続けるのは好ましくないとして、堆肥の生産・利用計画を定期的に調査し、適正な施肥を指導するとした。

しかし、この結果に納得できない水郷日田の水を守る会や五馬地区環境対策協議会が計画の中止を求めた結果、平成23年2月に事業の中止を決定した。

平成23年3月、県は2回目の土壌、水質調査結果の報告会を行い「土壌診断基準の範囲内」、合楽川、出口谷川の水質（平成22年度は市が毎月1回、県が6回調査）も「農業用水として望ましい環境基準内にあり、大腸菌群数の増加があるが、生活

排水などに由来と考えられる。」また、地下水も「良好」と説明した。

しかし、測定値への不信と将来への影響を恐れる住民の理解は得られなかった。

(2) 執行部への確認事項

- ① 塚田への堆肥の大量持ち込みについては3、4年前の話で執行部として確認できない。草地更新の際は、通常より多量の施肥を行うこともあるが、単当7トンという施肥量が多すぎたというのは牧場側も認めている。また、堆肥を産山方面へ運んでいるのを見た住民が勘違いした可能性もある。
- ② 現状把握のため2回行った土壌検査では問題がないと確認した。現在は、県の指導に従いネギ畑で単当3～4トンで施肥をしている。ただし、過去に入れた量がわからないので、そこが住民と県との見解の相違がある部分である。
- ③ ふん尿の処理能力について、当初百数十頭から年次計画に基づき規模拡大を行い、現在約3,300頭になっているが、これまで4回増設し、規模に見合った堆肥舎を作っている。
- ④ 日田市街の悪臭について、以前は餌を作る過程で食品残渣を堆肥化していたが、その発酵不足により異臭がしていた。問題発生後は牛ふんのみでするように指導した結果、異臭は少なくなっているがゼロには出来ない。
- ⑤ 降雨後の水質調査データの信憑性については、住民が条件の悪いときの検査を希望したため敢えて検査した結果で、これをもって単純に善し悪しは判断できない。他のデータは環境省の示した水質調査方法に従い晴天が続いた条件時に検査したものであり、それらと今回のデータは比較できない。大腸菌関係はほ乳類や鳥類、土壌中にも入っているのが一概に堆肥の影響とは言えない。
- ⑥ 白ネギから大腸菌が検出されたことについては、食品衛生法上、野菜には基準がない。土壌中に大腸菌群が存在するため、通常の土物野菜でも大腸菌が検出されることがある。
- ⑦ 一部の住民は、塚田に持ち込まれたのは産廃と言っているが、県としては堆肥と判断している。
- ⑧ 地下水の飲用については、3カ所の簡易水道と小規模な給水施設がいくつかあるので、日田市を通じて飲料水の安全確保の指導をお願いしている。心配なら日田市が窓口で有料で水質検査が出来るような対応を取っている。
- ⑨ 県が本川牧場と五馬地区環境対策協議会を同じテーブルにつかせて解決できるように調整することは、大きな課題と捉えている。
- ⑩ 悪臭、水質汚染を住民が公害等調整委員会等に訴えた場合、県の立場はどうなるのかについては、公害等調整委員会は環境保全課が窓口となるが、塚田団

地は放牧をしている状態であり、ネギ畑もあるが公害として扱えるのか疑問である。高瀬の牧場の方は事業場として対象にはなると思われる。

- ⑪ 日田市のこの件に対する問題意識について、原因ははっきりしないというスタンスだか問題意識はあるということで、今後ふん尿の不法投棄等があれば通報するよう住民に伝えている。
- ⑫ 県は継続した水質検査を行っていないが、市が継続検査を行い、その結果をもらっている。県の検査結果については、今年3月の地元説明会で了解されていると認識している。
- ⑬ O157が検出されたことについては、O157は野生動物が持っている場合もあり、堆肥が原因と言うことは否定しないが、さまざまな要因が考えられる。

(3) 本川牧場での確認事項

牧場から平均160立方メートル、4トンダンプで20台程度の牛ふんを堆肥舎に運んでいる。重さで110トン程度。出荷するまで約90日で堆肥化し3割程度減量となり、現在は年間4,000立方メートル程度を塚田団地で使い、その他すべて県内の耕種農家と福岡の業者へ8,000立方メートル程度を有価物取引している。需要は生産量以上にある。

本委員会で牛ふんの堆肥化工程を調査したところ、発酵臭など特に問題となるような異臭の発生は認められなかった。

2 野焼きと草原景観の維持について

野焼きにより守られてきた草原景観と固有の生態系が、関係者の高齢化や畜産を取り巻く状況の変化などにより、後継者の減少とともに草原の減少を招いており、この伝統文化である野焼きを後世に引き継いでいく必要がある。

平成23年9月、竹田市の刈小野自治会は、刈小野牧野に自生する絶滅危惧種のヤツシロソウを守ろうと農家の高齢化などの影響で3年ほど途絶えていた野焼きを復活させることになった。「輪地切り」や「輪地焼き」など野焼きに向けた準備段階から地域住民をはじめ多くのボランティアの協力により復活することができるとともに、ボランティアとの交流という地域活性化の効果も生まれた。

また、別府市東山の猪の瀬戸湿原でも平成24年3月、昭和40年代以降途絶えたままになっていた野焼きが、NPO法人「猪の瀬戸湿原保全の会」により再開された。標高700メートルの湿原は、鶴見岳と由布岳の間にあり、阿蘇くじゅう国立公園の第一種特別地域に指定されており、ヨシ群落を主体とする山地型中間湿原として湿原植物や水生昆虫、野鳥等多くの生物が生息する貴重なエリアとなっている。かつては別府市東山地区の住民により家畜の放牧がおこなわれ、春先に野焼きも実施されていたが、野焼きが途絶えたことから、本来の湿原環境が失われ、土砂の流入により乾燥化、森林化が進行している。

一方で、平成21年3月、由布市湯布院町塚原地区で野焼き作業をしていた塚原財産管理委員会の70代、80代の男性3人と女性1人が火に巻かれて死亡し、3人がけがをする事故が発生した。事故後、塚原地区では住民の事故のショックや不安感から野焼きを見送っている。そのため、野焼きをしていた原野はカヤやススキが伸び、害虫発生による家畜への影響が心配され、不審火などの火災の危険性もあり、住民の中には再開を望む声もあるが、再開には至っていない。

由布市では、事故後、乾燥注意報発令中でも野焼きができる火入れ条例を改正した。さらに、商業や観光関係者らと連携し、高齢化による担い手不足を解消し技術伝承を行う方法などを話し合う検討懇談会を開くなど、今後の野焼きの在り方について検討を続けている。

このような状況の中、湯布院町で最大の約3111ヘクタールの野焼きを行う温湯牧野組合と同財産管理委員会が、景観保全や後継者育成などを目的に平成23年3月に「由布岳南山麓景観保全機構（加藤幸雄代表）」を設立した。機構では、地元消防団の若い団員に野焼きの現状や方法を知ってもらおうと「ゆふいん由布岳南山麓野焼き学校」を開催するなどの活動を行っている。

本委員会では、由布岳南山麓景観保全機構に対し、野焼きの歴史や野焼き再開に向けた取組について聞き取り調査を行った。

〔調査結果〕

昔は牛馬が農機具であったため採草放牧のために野焼きをしていたが、農機具の発達により野焼きは不要になった今も慣例として続けている。以前は湯布院盆地すべてで野焼きをやっていたが、現在は温湯、並柳、若杉地区牧野組合の3カ所のみである。塚原地区は死亡事故の影響により、野焼きができない状況にある。

10年前から1日日当8千円、出不足で2万円徴収しているが、組合員からは、野焼きをするにも経費がかかり、作業も大変で採草の必要もないことからもう止めよとの声もあるが、一度やめてしまうと再開が難しくなるので何とか続けていこうとしている。野焼きを続けることで、景観や植生が守られると外部の人からは感謝されるが、我々はそんなつもりでやっているわけではなく、割に合わないとも感じていた。

そのため、野焼きでお金が入るような仕組みを作ろうと「由布岳南山麓景観保全機構」を設立した。牧野組合員は110名から60名ほどに減ったが、みなやる気になっているのでこれ以上減ることはないと思う。

「由布岳南山麓景観保全機構」は牧野組合の組合員によって組織しており、我々は、この湯布院の農村景観、自然景観を「湯布院のディズニーランド」と呼び、県民の財産として守っていこうとしている。由布岳南山麓の土地は由布市有地で、入会権のある温湯地区が野焼きをして維持管理をしている。機構のスタッフは10名で景観保全の必要性を次世代に伝えるため「野焼き学校」などの活動を行っている。

また、野焼きを続けるための財源を確保するため、県民にサポーターになってもらい必要な道具の購入をしている。湯布院は竹田と違い急傾斜なので作業でのボランティア参加は難しく、塚原で死亡事故があったこともあり資金面で協力してもらいたいと考えている。

その他にも財源確保策として狭霧台の売店の管理を受託したり、アサヒビール(株)の社会貢献活動による補助金をもらっている。さらに、由布岳の登山者から現在でも駐車料金は牧野組合で徴収しているが、景観保全を目的の協力金を徴収することができないか検討している。

Ⅱ 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

1 精神障がい者、知的障がい者の就労支援について

平成24年2月に「出前県議会イン東部地域」が『障がい者の生活と就労について』をテーマに日出町のホンダ太陽（株）で開催され、本委員会からも委員が参加した。

意見発表者から、以下のような意見・要望が出されたことを受け、県の障がい者就労支援の現況と対策について調査を行った。

1. 障がい者の就労支援について

- (1) 障がい者が健常者と同じように作業ができる環境を作り、障がいと健常の区別なく、あとは自助努力次第というチャンスを与えることが必要。
- (2) 特に精神障がい者と知的障がい者の雇用が課題。
- (3) 介護施設への就業機会拡大のため、ヘルパー研修制度を充実しケアされる側からケアする側へ。
- (4) 実習受け入れ企業の増加に対し、本採用に結びつかない現状の改善。

2. ノーマライゼーションの推進

- (1) 障がい者に対する地域住民の意識改革と理解、交流の促進。
- (2) バリアフリーより先にあるユニバーサルデザインの推進。
- (3) 障がい者が特別な存在なのではなく、それぞれの個性や能力を発揮できる状態に社会の制度や仕組みを改革する必要。

3. 障がい児の早期療育の推進

育児支援の段階から発達支援や相談支援により、一人ひとりの障がいの特殊性を把握し、早期療育につなげる仕組みづくり。

4. 精神障がい者、知的障がい者を持つ家族の精神的ケアの推進

5. 入所者の高齢化対策

高齢入所者の増加による気力、体力の低下、障がいの重度化による社会復帰率の低下を防止。

（１）知的障がい者、精神障がい者への就労支援の現状

障がい者雇用率は、2.00%で、前年から0.16ポイント低下し、全国順位は6位、障がい種別では身体障がい者は全国1位であったが、知的障がい者は40位、精神障がい者は17位である。

求職者の状況は、平成17年度の1,134人に対し、平成22年度は1,534人と、35.3%増加している。中でも、精神障がい者の増加が顕著となっており、平成17年の135人から、平成22年度の459人へ、3.4倍に増加している。知的障がい者については、毎年度190人前後で推移しており、概ね横ばいとなっている。

特別支援学校の状況は、近年、児童生徒数は増加傾向にあり、特に知的障がい特別支援学校高等部の生徒数は急増している。人数の推移について、平成19年度の児童生徒数は989人、そのうち知的障がい特別支援学校高等部の生徒数は774人であった。平成23年度は、児童生徒数が1,105人で、そのうち知的障がい特別支援学校高等部の生徒数は903人に増加した。増加の要因は、特別支援学校の教育実践が地域や保護者の理解を得られたことではないかと考えられる。

卒業生のうち、一般就労を希望する生徒も増加しているが、平成21年度の一般就労率は17.9%で、全国平均の26.7%を8.8ポイント下回っている。

障がい者の雇用と併せて、障がい者が自立した生活を送るうえで重要となるのが、福祉的就労における工賃の向上である。県では、工賃の向上について平成19年度に策定の「大分県障がい者工賃倍増5か年計画」に基づく取組を行ってきたが、平成22年度の計画の対象となる事業所108か所の平均工賃月額額は14,059円である。これは全国16位で全国平均を千円近く上回るが、計画策定の前年度である平成18年度の13,489円の4.2%増にとどまっている。

（２）知的障がい者、精神障がい者への就労支援の課題

- ① 本県の障がい者雇用率の状況から、身体障がい者に比べ、知的障がい者や精神障がい者の雇用が進んでおらず、その雇用の促進を図ることが必要である。
- ② 障がい者雇用に一定の理解や認識はあるものの、知的障がい者や精神障がい者の採用や職場定着についての具体的なノウハウが不足している企業も多く、なかなか採用に踏み切れないといった状況がみられることから、企業が障がい者の採用について、はじめの一步を踏み出し、また雇用環境を改善・整備するための支援が必要となっている。
- ③ 近年、精神障がいや発達障がいのある求職者の増加が著しいことから、その就労支援をするため、障がい特性に応じた専門的な相談・支援体制の充実が必要となっている。

- ④ 特別支援学校高等部の知的障がいのある生徒に対する職業教育の充実も喫緊の課題であり、特別支援学校の就労支援体制の強化が必要であるが、高等部の教員は、高等学校からの異動者が大多数を占めており、進路指導担当教員が知的障がいのある生徒の特性を理解するのに時間を要することに加え、生徒の特性や企業のニーズを踏まえた上で企業とのマッチングを行うなどの、就労支援のノウハウが不足していることが大きな課題となる。

また、生徒の特性などについての企業の理解促進やそのための啓発が必要である。さらに、職業課や高等部の職業教育に特化した高等特別支援学校の設置など、職業教育の環境整備も必要である。

- ⑤ 工賃向上については、事業所が、商品開発や品質向上、また、営業活動や販路開拓などのノウハウを獲得することや、まとまった量の受注に対応できる体制の構築が必要である。

(3) 知的障がい者、精神障がい者への就労支援の対策

- ① 障がい者は、家族とのつながりや通勤手段の確保等の事情により、地元での就労を希望するケースが多く、県内の6つの圏域ごとに設置されている「障害者就業・生活支援センター」の機能強化を図っている。各センターを拠点として、地域の実情を踏まえた企業と障がい者双方への支援を充実していくとともに、センターが地域における障がい者の就労促進の中心的な役割を果たせるように機能強化を図る必要がある。各センターには、就業支援を担当する者を2名から3名、生活支援を担当する者を1名配置し、働く障がい者の就業面と生活面を一体的、総合的に支援している。

雇入れ体験（職場実習）については、センターでのマッチング等により、平成23年度から障がい者雇用の経験が少ない企業等を対象に、10日間程度の短期間で実施し、企業の障がい者雇用のきっかけづくりや雇用に関するノウハウなどを習得してもらう取組を進めている。

また、平成25年度は、障がい者の就労支援について関心や意欲のある者を「就業支援員」として、各センターに1名ずつ、合計6名を配置し、障がい者に対する就労相談や地元企業の開拓及びきめ細かなマッチングを行い、障がい者の就労促進と企業の雇用促進を図り、併せて「就業支援員」としての経験やノウハウの蓄積を図り、障がい者の就労支援に取り組む福祉現場における人材の育成やその確保等にもつなげていく。

さらに、近年増加傾向にある精神障がいのある求職者への支援を充実させるため、平成25年度は、精神障がい者への専門的な対応を行う精神保健福祉士1

名を大分市及び別府市に設置している障害者就業・生活支援センター「大分プラザ」及び「たいよう」に配置し、配置された精神保健福祉士は、大分、別府の両センターを兼務し、医療機関等との連携を図りつつ、精神障がい者に対する総合的な就労支援を行っている。さらに、他の4センターへの出張相談や相談手法等についてのアドバイスも併せて行い、精神障がい者に対する就労支援体制の整備を行う。

- ② 障がい者の就労を進めていくためには、就職のみならず、採用後の職場定着や勤務継続が可能となる職場環境づくりが重要である。そのため、企業がジョブコーチを設置するために要する費用の助成を平成24年度から企業における職場定着支援として実施している。ジョブコーチは、知的障がい者や精神障がい者が仕事をしていくなかで、障がい者に対する相談やアドバイス及び周囲の従業員等への助言などを行っている。平成25年度も積極的な本制度の周知と活用を図る必要がある。
- ③ 障がい者の就労を促進していくためには、企業における職場環境の改善等に加え、障がい者自身の技能習得など、職業能力の開発や向上も重要である。これについて、県自らの取組として、知的障がい者、精神障がい者を対象として、県の各所属で職場実習を行い、そこで適性が認められれば、県の非常勤職員として最長2年間雇用し、その間に、一般就労に向けての知識の習得や職業能力の向上を図り、民間企業などへの就職につなげる取組を実施している。

また、障がい者の就労ニーズや企業の雇用ニーズに基づいた職業訓練コースの設定を行い、障がい者個々の職業能力の向上にも取り組んでおり、具体的には、「パソコン科」等の技能習得を目的とした集合型の職業訓練を実施するほか、実際の企業現場を活用した、より実践的な職業訓練を実施し、訓練コーディネータ等によるマッチングや訓練終了後のきめ細かな支援を行っている。

また、特別支援学校高等部の生徒に対する支援としては、平成24年度から、一般就労を希望する3年生を対象として、企業現場を活用した作業実習などの実践的な職業訓練を行うこととしている。大分高等技術専門校に専門の職業能力開発アドバイザーを1名配置し、障害者就業・生活支援センターや特別支援学校との連携のもと、知的障がいのある生徒と企業とのマッチングや橋渡し等を行い、生徒及び企業の個々の状況に応じた効果的な職業訓練を実施し、一般就労へつなげていくこととしている。

特別支援学校における取組として、平成23年10月から、宇佐、南石垣、新生、大分の知的障がい特別支援学校4校に就労支援アドバイザーを1名ずつ配置し、障害者就業・生活支援センターなどとのネットワークを活用して、企業情

報の把握や職場開拓、就労支援のノウハウを進路指導担当者に伝えることなどに取り組んでいる。就労支援アドバイザーを配置して半年経過するが、この間の成果や課題をまとめ、全特別支援学校で共有するとともに、より一層の活用策を研究することとしている。併せて、この4校には、平成24年4月から、職業コースを設置し、作業学習として、メンテナンス、ベッドメイキングなどを行うことを検討した。

また、企業などの外部講師によるメンテナンスなどの専門技術指導を行うとともに、メンテナンス技術を評価するための技能検定制度を創設することで、人材育成を図り、一般就労につなげていく。さらに、一般就労できなかった生徒を特別支援学校で一定期間雇用し、職業能力の向上を図るとともに、そのノウハウをフィードバックし、職業教育に反映させていく。

就労移行支援事業所などの利用者の実習を受け入れる企業が、実習受入れに必要な設備の整備や改修を行う場合に500万円を上限として、その費用を補助し、実習の受け入れ先の確保を図ることとしており、平成24年度は2か所の助成を行う。

- ④ 工賃の向上のための支援については、事業所の営業力を強化し、積極的な受注活動が可能となるよう事業所の職員を対象として、専門家による営業活動のノウハウなどを学ぶ研修を実施する。また、平均工賃の額を下回っている事業所を中心に、経営アドバイザーを重点的に派遣し、商品開発、コスト削減、品質向上などのアドバイスを行うことにより、事業所への企業的経営手法の導入を支援する。さらに、防災備蓄用クッキーを複数の事業所で生産しているNPO法人で、共同生産を通じた品質の向上や販路拡大を図り、共同生産・受注モデルの確立を図る。

(4) 障がい者の就労支援に向けた、部局間、関係機関などとの連携について

- ① 県庁内の取組として、今年度から従来は福祉保健部、商工労働部、教育委員会が、それぞれに取り組んでいた障がい者の就労支援を関係部局間で情報を共有し、一層連携をとりながら取組を進めるため、福祉保健部及び商工労働部の審議監と教育次長をメンバーとする障がい者就業促進連絡会議を開催し、情報交換や障害者就業・生活支援センターや特別支援学校との意見交換などを行っている。
- ② 障害者就業・生活支援センターは、特別支援学校の生徒や県庁で雇用する非常勤職員の就職など、個別具体的な支援を行う際に、各センターが持つハローワークや企業、福祉施設などのネットワークの活用により協力を得るなど、個

々の事例ごとに、お互いに協力・連携しながら必要な支援を行っている。

また、6か所のセンター合同の連絡会議や各センターごとに開催する連絡会議などの場で、行政機関、教育機関、福祉施設などと事例報告、意見交換なども行っている。

- ③ 各特別支援学校との連携について、特別支援教育課や各々の特別支援学校が開催する連絡会議等で、関係者と情報交換や意見交換を行っている。

Ⅲ 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について

1 県外調査について

本委員会では、県下で急速に広まる再生可能エネルギーによる発電事業に対し、先進事例を学び課題等を検証するため県外所管事務調査を行った。

(1) 市営金山沢川小水力発電所（山梨県南アルプス市）

平成22年2月より運転の落差42メートルの砂防えん堤を利用した水路式発電所。発電した電力は、近接する公共施設「南アルプス芦安山岳館」へ電力を供給するとともに、環境問題と財政問題を同時に解決するモデルケースとして、全国初の小水力発電でCO2排出権（オフセット・クレジット）を販売している。

発電所の取水方式は、浸透水取水方式とえん堤穴あけ方式で、①堆積した砂防えん堤で安定した取水が可能、②堤体への取り付けにより工事を最小限に抑えられる、③構造が簡単のため経済性及び施工において有利であるという特徴がある。

この発電方式による効率性や経済性が計画どおり発揮できれば、他自治体の先進事例となり、本事業と同じような比較的に水量が少ない河川を活用した地域でも水力発電施設の建設と普及が期待される。



(2) 米倉山太陽光発電所（山梨県甲府市）

山梨県と東京電力が共同で平成24年1月に完成した内陸部で国内最大級（10,000キロワット）のメガソーラー発電所。PR館「ゆめソーラー館やまなし」を併設し環境学習の場を提供するとともに情報発信の拠点としている。

この発電所の特徴は、山梨県と東京電力が共同で事業を行うことであり、県は、太陽光発電所の土地の提供をはじめ、本計画を通じた太陽光発電の普及啓発活動を推進し、東京電力は、太陽光発電所の建設・運転および維持管理を担当している。



(3) 家中川小水力市民発電所（山梨県都留市）

「都留市地域新エネルギービジョン」に基づき、落差わずか2メートルを利用した下掛け水車方式の小水力発電所「元気くん1号」（最大出力20キロワット、平均8.8キロワット）を設置し、水力資源利用のPRを展開している。導入に際して山梨県初の試みとして市民ミニ公募債「つるのおんがえし債」を発行し、事業費を市民参加で賄った。発電機は市役所の自家発電装置として高圧受電設備に連系し、余剰電力は電力会社に売電している。水資源豊富な地域特性を活かし、行政が中心となった市民参加型の導入促進事業が高く評価され、平成18年度新エネ大賞「新エネルギー財団会長賞」を受賞している。また、「エコロジカル・バランスタウン」をスローガンに、家中川にタイプの異なる3基の小水力発電所「元気くん1号、2号、3号」を設置し、環境をテーマに環境学習や観光、地域産業の振興を図っており、全国からの視察も相次いでいる。

(元気くん3号)



(元気くん1号)

(元気くん2号)



2 本県のエネルギー政策について

本県は、地熱発電や小水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの開発と利用が進み、都道府県別の再生可能エネルギーの供給量が日本一であり、また、自給率も日本一となっている。その供給量の内訳は、地熱発電が半分以上で、その他、温泉などの地熱の熱利用や、農業用水路等を活用した小水力発電などが本県の特徴あるエネルギーとなっている。

本県の特色を生かし、エネルギーの導入拡大を図るため、「大分県エコエネルギー導入促進条例」に基づく「大分県新エネルギービジョン」を平成23年3月に改定し、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を目指している。「大分県新エネルギービジョン」の導入目標は別表のとおりで、ビジョンの目標年度である27年度末時点の増加率で大きく伸ばす分野としては、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電とし、全体では約11%の伸びとしている。平成23年度末時点での導入実績と達成率は95.7%となっている。

大分県新エネルギービジョン数値目標

エネルギー区分	計画内容					
	H21実績		H27実績		増加量	
	設備容量等	原油換算(kl)	設備容量等	原油換算(kl)	設備容量等	率(%)
太陽光発電	42,841 kw	10,500	136,000 kw	34,000	93,159 kw	217.5
太陽熱利用	131,000 件	31,600	140,200 件	33,800	9,200 件	7.0
風力発電	11,494 kw	5,100	17,900 kw	7,800	6,406 kw	55.7
地熱発電	152,390 kw	257,600	157,890 kw	266,900	5,500 kw	3.6
温度差発電			500	845	500	
バイオマス発電	12,375 kw	12,750	18,075 kw	18,620	5,700 kw	46.1
バイオマス利用	59,250 kl	59,250	69,080 kl	69,080	9,830 kl	16.6
水力発電	337,306 kw	133,000	338,189 kw	133,400	883 kw	0.3
うち中小水力発電	1,666 kw	657	2,549 kw	1,005	883 kw	53.0
廃棄物発電	42,100 kw	55,700	42,100 kw	55,700	0 kw	
天然ガスコージェネレーション	16,906 kw	3,760	17,056 kw	3,790	150 kw	0.9
燃料電池	19 kw	2	19,000 kw	1,964	18,981 kw	99,900
クリーンエネルギー自動車	6,915 台	1,400	55,800 台	11,298	48,885 台	706.9
合計		571,319		638,202	66,883	11.7

本県におけるエネルギー政策は、再生可能エネルギーの導入促進とエネルギー関連産業育成の2つの柱で進めている。まず、導入促進では、コーディネーターによる活動や無料省エネ診断等のほか、各種の融資制度や補助制度等により導入を後押ししている。また、産業育成については、大分県エネルギー産業企業会を中心として各種の施策を展開している。

一つ目の柱、「導入促進」の取組について、新エネルギー、省エネルギーともにコーディネーターを設置し、新エネルギー導入に必要な手続き等の相談受付や、最新の省エネルギー設備の情報提供といったサポート体制を充実させ導入を後押しして

いる。

新エネルギー導入促進の取組について、新エネコーディネーターによるサポート事業、補助事業として新エネルギー導入加速化モデル事業、地域新エネルギー導入モデル事業を行い、中小企業が行う波及効果の高いモデル的な設備導入や、地域住民等が協働して取り組む再生可能エネルギーのモデル的な導入事例に対して支援を行っている。また、省エネルギーの分野では、中小企業が行う省エネ効果の高い設備導入に対し支援している。

二つ目の柱「産業育成」の取組については、平成24年6月に設立した「大分県エネルギー産業企業会」を中心に取り組み、187の企業・団体が加入している。活動内容について、研究開発分野では、地場企業等で組織するワーキンググループを中心に新製品や新技術の開発を進めている。また、人材育成では、セミナーの開催等によりビジネスに直接関連する業界の最新情報を提供している。販路開拓では、各種展示会への出展を主な活動内容としており、10月には、西日本最大規模の環境ビジネス見本市に会員企業5社が共同出展し、契約につながる事例などの成果も出てきている。

企業会の会長には、佐伯市出身でグーグル日本法人の元名誉会長である村上憲郎氏が就任し、副会長は県内の産学官を代表する方々が務めている。

県内企業による研究開発の主な取組について、「湯けむり発電」は、100度以下の温泉噴気を活用して熱水と蒸気の持つエネルギーを最大限利用する新しい温泉熱発電システムで、(株)ターボブレードなどの県内企業が連携したシステムの開発がある。また、中山間地に数多くある農業用水路での小型水力発電「清流発電システム」は、プロペラ式水車を採用することにより落差のない地点でも水の流れを捉えて発電が可能となり、大がかりな工事が不要なため、既存の水路を利用できる可能性が大きく広がることになる。このようなシステムが実用化の一手手前まできており、ともに実用化すれば大分発の画期的なシステムとなり、今後の普及が大きく期待される。

省エネの推進に関して、NPO法人大分県地球温暖化対策協会が省エネアドバイザー（技術専門員）を事務所や工場に派遣して、電気やガスなどのエネルギー使用状況や設備の運用方法を確認し事業所に適した改善策を提案している。また、家庭向けの無料省エネ診断も行っている。

各再生可能エネルギーの事業化への取り組みとして、農業用水路を活用した小水力発電の事業化に向けて、平成24年度は4つの地区において国庫補助事業を活用した調査や事業性の検討を行っている。

日田市天瀬町において、森林伐採跡地の林地残材や間伐材等を燃料とした木質バ

イオマス発電所の建設を支援している。

メガソーラー発電については、県企業局が大分市松岡の企業局所有の長期遊休地で出力1.4メガワットの施設を建設し、平成25年夏頃竣工予定である。さらに、臨海工業地帯の6号地・7号地でのメガソーラー立地を計画している。6号地では、丸紅の81.5メガワット発電施設が26年の4月から、日揮の26.5メガワット発電施設が平成25年4月からそれぞれ操業を開始する予定である。また、隣接する7号地では、三井造船の17メガワット発電施設が平成25年の12月から操業開始する予定である。これにより、大分市臨海部においては、合計125メガワットの日本最大級のメガソーラー集積地が形成されることになる。

県内企業の発電事業への参入や工事受注の増加を図るため、現在、県有施設の屋根を貸し付けて、太陽光発電に取り組む事業者を募集している。

「大分県次世代エネルギーパーク」については、平成21年8月に経済産業省から認定を受け、各地域の再生可能エネルギー関連施設と連携し、夏休み期間中に、県内の小学生等を対象とした見学ツアーや、スタンプラリーの実施などの再生可能エネルギーの普及啓発を行っている。

【提言】

I 恵まれた環境を守り、未来へ継承する方策について

1 塚田団地の環境問題について

調査の結果、これまでの土壌調査や水質調査の方法や住民への説明の方法が、住民の理解を得るために適切であったのか、いくつかの疑問が残る。

〔土壌調査〕

住民が完熟肥料の過剰施肥ではなく、未完熟の堆肥やふん尿が大量に投入されて土壌が汚染されたのではないかと心配しているのに対し、土壌調査では施肥量が適切であったかどうかについて土壌中の硝酸態窒素の量を調査し、継続して散布することは好ましくないものの基準値内であり、施肥量は適正であったと判断している。

しかし、住民の不安に答えるためには、肥料に多く含まれる硝酸態窒素の量だけでなく、ふん尿が硝化細菌により硝酸窒素に酸化される際の間生成物であるアンモニア態窒素や亜硝酸態窒素の量も調査する必要があるのではないか。

また、説明会において、硝酸態窒素の数値が「土壌診断基準の範囲内」にあることで、なぜ問題がないと判断できるのかについて、さらに科学的な根拠を示した上での説明が必要ではなかったか。

〔水質検査〕

水質検査の際の環境基準の類型当てはめについて、合楽川と出口谷川には、公共用水域での環境基準の類型指定がなく、当該地域の簡易水道の水源がいずれも河川水でないとの理由で、農業用水での利用を目的とする水の環境基準であるD類型と比較している。

しかし、住民はこれまでの良好な河川環境が悪化することを心配しているのであり、農業用水の環境基準を満たすことを求めているのではない。仮に当初A類型を満たしていた水質であったのが、農業用水として望ましいD類型を満たすということで水質に問題なしと結論づけているのであれば、住民の理解を得ることは困難ではないか。

環境基本法の環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいとされている。

さらに、水質汚濁防止法に基づく水質調査方法は、「採水日前に比較的晴天が続き、水質が安定している時に採水し、その水質を評価する」ことになっているため、

住民が求めた採水日3日前から降雨が続いた中での水質調査では、環境基準や他の河川等の測定結果と比較し、評価することは適切ではないとしている。

しかし、住民は降雨時等に表層の堆肥が地中に染みこんだり、流されることで地下水や河川が汚染されることを心配しているのであって、一般的な河川の水質検査方法が晴天時に採水するものだとする説明では、住民の理解は得られない。

水質汚濁防止法は「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施」を目的としているため、降雨による土壌の表層水の流入による影響を除くために晴天時という採水方法の基準を設けている。環境庁水質保全局長通達では、水質調査方法は「この調査方法を原則としつつ、当該水域の具体的な状況を考慮し、実効ある調査を行うものとする。」としており、地下に浸透し地下水や河川の汚染を心配する住民に対する説明として適切であったと言えるのか。

水質汚濁に係る環境基準について						
別表2 生活環境の保全に関する環境基準：河川（湖沼を除く。）						
昭和46年12月28日 環境庁告示第59号						
項目	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA 類型	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A 類型	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
B 類型	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
C 類型	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
D 類型	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
E 類型	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が みとめられないこと。	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの <ul style="list-style-type: none"> 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの ○ 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 <ul style="list-style-type: none"> 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 〃 3級：コイ、フナ類、β-中腐水性水域の水産生物用 ○ 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの <ul style="list-style-type: none"> 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの 						

これまでの調査の結果、行政による迅速で住民が納得できる調査方法と十分な説明が足りなかったことにより、住民がますます不信感を抱く結果となったことを指摘したい。そのために、草地林地一体的利用総合整備事業が中止になったとすれば、事業者にとっても県の畜産振興にとっても大変残念なことである。

長年その土地や川を利用し生活している住民が「何かおかしい」と感じている以上、何らかの問題が発生しているのではないかという前提で、住民の立場で調査を行い、結果を説明するのが「県民の安全・安心」を最優先する県としてのあるべき姿勢と考える。特に、県が推進する事業に関わり発生した問題であれば、県が事業者の側にあるという不信感を住民に持たれるような対応は好ましくない。さらに、二度の説明会では、土壌や水質調査の数値がある基準値を超えていないことを根拠として問題なしと判断した県の対応に住民が不信感を深めることになったのではないかと考えられる。

これまでの土壌や水質検査の方法、住民への説明方法などの対応が適切であったかを改めて検証し、不十分なところがあれば、再検査を含め丁寧な説明を行い、住民の理解が得られるよう務める必要があるのではないか。

また、今後の大規模な畜産経営に対しては、同様な環境問題を発生させないためにも、常に事業規模を把握し、その頭数に応じた汚水処理施設等が適切に整備されるよう監視、指導する体制づくりが必要であろう。

2 野焼きと草原景観の維持について

古来、野焼きは主に牧草確保の目的で行われていたが、今では機械化により、その目的での野焼きの必要性は薄れてきている。

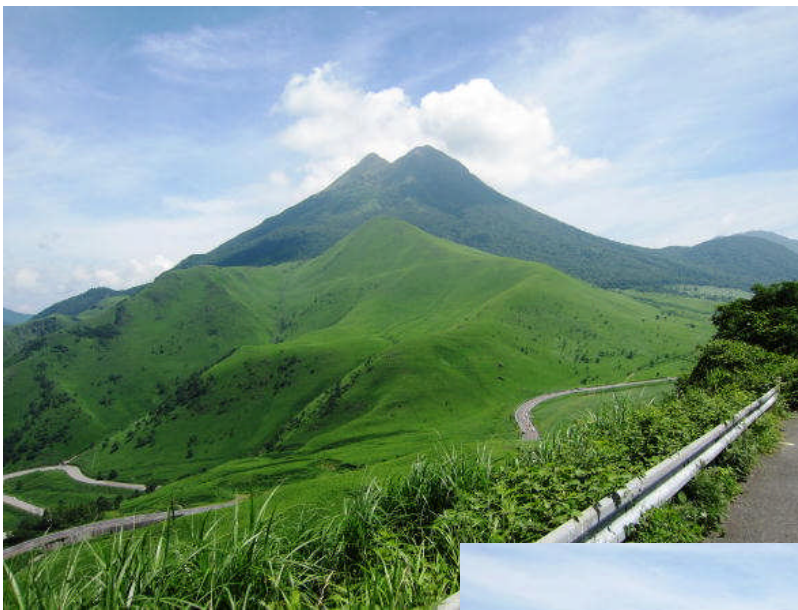
しかし、手付かずの自然を守ることと同様に、野焼きという人の手が入ることにより守られてきた美しい自然を保全することも大切なことである。特に近年は、外来植物の移入による日本古来の生態系の破壊も懸念されている。

牧野組合員が地域の景観に誇りを持って野焼きを続けてはいるが、今後、人手不足や高齢化が一層深刻になることが想定される。その地域だけではなく、県の財産として景観を守る必要があるが、地元住民だけでは野焼きの継続は困難であり、ボランティアによる支援が不可欠である。また、そのボランティアの手を借りることで地元住民と都市部の若者との交流が生まれるという副次的な効果も生まれている。

野焼きと草原の維持活動については、熊本県阿蘇での取組が注目される。阿蘇の草原を多くの人々に恵みをもたらしているかけがえのない資産として捉え、草原環境の保全には、多様な主体による長期的な取組と、多くの主体が共通の認識を持つ

た上で連携していくことが必要として、平成17年12月、自然再生推進法に基づき、牧野組合や活動グループ、行政、研究者など103の個人および団体の参加により、「阿蘇草原再生協議会」が発足した。平成24年9月現在、224団体・法人及び個人が参加している。協議会では、草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐことを目的として、①様々な形で牧野の利用と維持管理を続ける、②動植物でにぎわう草原を再生する、③草原に理解、愛着を持つ人を増やす、④野草資源を活用する、⑤草原再生と結びつけた観光を進める、⑥野草地保全に配慮した土地利用を進めるという6つの視点に基づいた活動を行っている。

このように、地域の人たちの努力だけでは維持することが難しくなっている野焼きをそれぞれの努力と工夫で維持していくことも大切であるが、県下をネットワークし、ボランティアや協力金を集めたり、それぞれの得意分野を活かして野焼きをサポートする団体を統轄する組織作りが必要と考えられる。



Ⅱ 高齢者や障がい者、青少年を含むすべての県民が安心して生活できる環境整備について

1 精神障がい者、知的障がい者の就労支援について

平成25年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げとなる。障がい者雇用率は、事業者や自治体の障がい者雇用への取組結果を評価する上で一定の基準となるものである。しかし、この数値目標に関心が集まると、雇用のミスマッチや雇用率の算定対象とならない障害がいを持つ人の雇用がおろそかとなるおそれがある。

平成24年版障害者白書によると国内の障がい者数は744万人（身体障がい者366万人・知的障がい者55万人・精神障がい者323万人）、人口千人あたりで見ると、身体障がい者29人・知的障がい者4人・精神障がい者25人となり、およそ国民の約6%が何らかの障がいを有していることになる。また、平成23年度にハローワークを通じた障がい者の就職件数が約6万件と過去最高となり、就職率も40%となっている。

法定雇用率が引き上げとなれば、さらに障がい者の雇用は進むと考えられる。このため、身体障がい者に関しては、実質的に超売り手市場となっており、今後は精神障がい者や知的障がい者を事業者が安心して雇用できる環境づくりが必要である。

一方で、雇用率を算定する際の障がい者の確認は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付の有無である。そのため、高次脳機能障がい害や発達障がい（アスペルガー症候群、高機能自閉症、注意欠陥・多動性障がい、学習障がいなど）で、いずれの手帳も交付対象にならない場合や、手帳取得は可能だがこれらの障がい者手帳を取得したくない人もおり、これらの人は、障がい者雇用率の算定対象や各種助成金などの支給対象となっていない。

そのため、手帳の有無だけで、発達障がいのある人の職業的困難を評価するだけでは不十分であり、社会性・コミュニケーション能力、注意や記憶に関する能力、作業の巧み性など、発達障がいの障がい特性に焦点を当てて、独自に職業的障がいを判定し、雇用率の対象に含める仕組みづくりが望まれる。

さらに、障がい者への理解が進んだこともあり、精神障がい者や知的障がい者の実習を受け入れる事業者は増加しているが、いざ本採用となると、なかなか少ないというのが現状である。このため、今後は企業が安心して本採用できる環境づくりが必要である。

障がい者の雇用は、事業者、障がい者双方にとって、実習段階から、マッチング、採用、的確な職場配置、その後の職業生活の維持・定着までのさまざまな雇用のステージで、相当のエネルギーを必要とする。事業者は、施設の改修と共に公私両面

で支えとなる役割を果たす社員を選任するなど必要な体制を整えることが求められるが、障がい者雇用慣れていない事業者にとってこのような体制づくりに不安と負担を感じ、積極的な採用に踏み出せない場合がある。このため地域の就労支援機関では、障害のある人に対する就職や職場定着のための支援を行うだけでなく、事業主に対し障がいのある人の採用計画の作成や雇用管理に関する助言・援助、受け入れる職場の社員に対する研修講師の派遣等を行うことが重要である。

発達障がいのある人の雇用を継続・維持していくためには、ときに医療機関との連携が必要になったり、就業時間外の生活の管理・援助等いろいろな領域の専門家の協力を得ることによりうまくいく場合も多く、発達障がいのある人の支援を行う関係機関も本人に関係するいろいろな領域の専門家や家族とネットワークを組みながら支援にあたる必要がある。仕事に関するアセスメントやジョブコーチ支援、関係機関の連絡調整等の機能を持った地域の就労支援機関をキーステーションにして、専門機関のネットワークを事業主がうまく活用することによって、事業主の負担感も軽くなり、本人も安心して働くことができるような体制づくりが重要である。

Ⅲ 地球温暖化対策や自然エネルギーの導入促進、循環型社会の形成方策について

1 エネルギー政策について

〔太陽光発電〕

再生可能エネルギーの中でも、太陽光発電は比較的初期投資額が低く、F I T（固定価格買取制度）で高く設定された買取り価格に加え、補助金や税制の優遇措置により事業用、一般家庭用共に急速に普及が進んでいる。特に、メガソーラー発電は、これまで塩漬けとなっていた広大な未利用地が活用できることもあり、異業種からの参入が相次いでいる。

しかし、最近では、ドイツやスペインで行き過ぎたF I Tの導入を見直す動きが見られる。このことを踏まえ、今後の太陽光発電に関する政策をどのように進めていくべきか慎重に検討する必要がある。

ドイツは再生可能エネルギーの普及促進策として最初にF I Tを採用し、設備投資の助成とともに、平成17年以降太陽光発電の設備容量世界第1位を誇っていたが、電力価格が上昇し、特に家庭用では平成12年時点に比べ、平成24年では1.8倍以上に上昇したため電力政策見直しへとつながった。これは、ドイツの全発電容量の14.9%を占める太陽光発電も、発電電力量では3.3%にしかならず、この発電電力量を賄うために投じた費用との見合いが問題となったためである。また、スペインでも、再生可能エネルギーに対する経済的インセンティブの付与の一時凍結を決定している。

日本では、固定買取価格は毎年度見直すものの法律施行後3年間は事業者の利潤を特に重視するよう定めている。しかし、来年度の太陽光発電の買取価格は一定程度引き下げられる模様である。

F I Tや原発停止のコスト増が電気料金に転嫁され、今後も電気料金が上昇することになれば、その負担が低所得者層により大きくしわ寄せが来るおそれもある。

そのため、たとえば県が県有施設の屋根貸しや公営メガソーラー事業等で得た収入を低所得者層に還元するような施策も必要となるのではないか。

〔小水力発電〕

急峻な地形と豊富な降雨量という条件を備えた日本において、水力発電は大きなポテンシャルを秘めているが、普及を促進するためには初期コストの低減と水利権の問題など関連規制の緩和と行政手続きの迅速化が必要である。さらに、地域密着の小水力発電の場合、事業者だけで進めようとするると限界がある。そのため、地元自治体とのパートナーシップが重要となる。また、自治体は農山村地域において電

力を自給する「地域開発モデル」として小水力発電を利用し、併せて地場産品作りや環境学習の場としても活用し、地域振興につなげる工夫も必要である。

設備利用率が60～70%程度と他の再生可能エネルギーによる発電方法と比較して非常に高い反面、常時ゴミの除去等のメンテナンスを必要とする点は、太陽光発電と反対であり一般にはデメリットとなるが、地域内に多くの小水力発電が設置されることで、その維持管理が一つのビジネスモデルとなり雇用を生む可能性もある。

さらに、水力発電は原理的には落差があれば発電可能のため、設置に際し煩雑な手続きがほとんど必要のない上下水道関連施設や一般の建物内部での小水力発電も徐々に増え始めており、大分方式とも言える小型発電システムが実用化されれば、このような方面での普及も期待される。また、水路などに設置する際、装置本体よりも初期コストとして多くを占める土木工事費等を少なくする方策も検討する必要がある。

〔地熱（温泉熱）発電〕

安定して発電ができる純国産エネルギーとして、世界第3位の地熱発電ポテンシャルがある火山国日本にあって「おんせん県」を名乗る本県は、無尽蔵の温泉熱や地熱の利用が可能であり、最も推進すべき再生可能エネルギーといえる。

現在、国内の総発電量に占める地熱発電の割合は、わずか0.2%に過ぎない。日本で地熱開発が停滞したのは、ニューサンシャイン計画以降、国が政策として積極的に地熱発電を推進してこなかったためである。しかし、国は原発事故後、エネルギー政策を巡る混乱の中で「低炭素社会」への取組が低迷したため、低炭素社会創出の切り札としての「自立・分散型エネルギーシステム」の構築を目標に掲げ、その手段として風力、地熱、バイオマスの導入を加速化する政策を次々と打ち出している。法律面でも、地熱資源が集中する自然公園内での規制も緩和され、小規模地熱発電であれば、他業種の事業者の参入も可能となった。また、世界の源泉数を誇る別府温泉など「おんせん県」として、既存の温泉井を活用できる温泉発電についても、小水力発電と同様に県の支援により県内企業を育成、技術開発を促進し、初期投資やメンテナンス費用が低下すれば普及に弾みがつくと考えられる。

今後も温泉地の泉源枯渇や景観の悪化を心配する住民との調整が必要などの課題は残ることから、今こそ本県が「おんせん県」たらしめる絶好の機会として積極的に地熱（温泉熱）発電に取り組む姿勢を示す必要があるだろう。

〔バイオマス発電〕

日本の森林は毎年8,000万立方メートル増えるとされるが、材として搬出されているのは年2,000万立方メートルに過ぎず、残された未利用材に林野庁は間伐(間引き)に補助金を出している。しかし、間伐材のほとんどは山林に放置されている(伐り捨て間伐)のが現状である。木質バイオマスとして林地残材の賦存量は年間370万トン発生するとされ、そのほとんどが未利用である。

未活用の廃棄物を燃料とするバイオマス発電は、安定した発電が可能で廃棄物の再利用や減少につながり、循環型社会構築に大きく寄与することが期待できる。

さらに、近年は大雨により保水力の低下した山林から、土砂とともに大量の流木が発生し、橋脚に引っかかり濁流が溢れたり、海やダム湖を埋め尽くす等被害を大きくしている。そのため、土木的な被害低減対策とともに流木そのものが発生しない山づくりを進めることが重要である。そのためには、山の保水力を上げる森づくりと適切な間伐を進めるとともに、間伐材は放置せず付加価値を付けて有効に利用する必要がある。

一方で、バイオマス発電の最大の問題点はコストの高さであり、特に、木質バイオマスの発電コストの内訳をみると、燃料費木材チップが6割超を占めている。そのため県下に広く分散する間伐材の収集や運搬のコストを下げるため、計画的に発電施設を配置する施策が必要である。

〔数値目標〕

平成23年3月に策定した現行の大分県新エネルギービジョンによるエコエネルギー導入目標は、現在の東部臨海工業地帯のメガソーラー計画だけで目標値に達するなど、FIT導入による急激な再生可能エネルギーの普及状況を反映しているとは言い難い。また、設備容量の全く異なる事業用と自家用を区別していないため、小水力発電や温泉発電等の小規模な発電設備の普及状況が反映されにくくなっている。

そのため、今後のFITの動向を見据え、より細かなエネルギー区分による数値目標の再設定が必要と思われる。

【終わりに】

本委員会の付託事件は、人を取り巻く自然環境から生活環境、そして多種多様な地域資源の利活用策の検討であり、その調査範囲が広範囲に及ぶことから、2年間の設置期間で全ての付託事件の調査を完了することが困難であった。今後、さらに付託事件の調査を進める必要がある。

しかし、あらゆる環境の変化が早い時代にあつて、再生可能エネルギーの導入促進や災害がれきの受入れ問題など、当初の付託事件に関する現状認識と課題設定もこの2年の間に状況変化がみられる。そのため、今後の調査内容については、改めて現状認識並びに課題設定を再確認する必要がある。

本県の、恵まれた自然環境の中で、安心して子育てができ、誰もが平等に仕事に就くチャンスが与えられ、若者から高齢者までが生き甲斐を持って生活できる環境づくりに貢献することが県議会に与えられた使命であり、当委員会はそのための調査・検討をさらに進めていきたいと考えている。

以上をもって、人と自然の環境・資源対策特別委員会の中間報告とする。

平成25年3月7日

人と自然の環境・資源対策特別委員会

委員長	近藤和義
副委員長	小嶋秀行
委員	原田孝司
委員	玉田輝義
委員	平岩純子
委員	土居昌弘
委員	濱田洋
委員	桜木博
委員	荒金信生
委員	戸高賢史

【委員会の活動状況】

1 委員会の開催状況

開催年月日		調査項目
第1回	平成23年8月3日	・ 正副委員長の互選
第2回	平成23年9月29日	・ 付託事件の調査計画について
第3回	平成23年11月18日	・ 付託事件の調査 (1) 塚田団地のこれまでの経緯と指導状況について (2) 日田市が実施した水質調査の結果について
第4回	平成24年3月28日	・ 付託事件の調査 (1) 精神障がい者、知的障がい者の就労支援について
第5回	平成24年9月20日	・ 県外所管事務調査について
第6回	平成24年12月10日	・ 付託事件の調査 (1) エネルギー政策について ・ 特別委員会の今後の取り扱いについて
第7回	平成25年2月27日	・ 中間報告の審議について

2 県内所管事務調査の状況

開催年月日	調査先	調査項目
平成23年10月30日	日田市	・ 塚田団地における環境対策について
平成24年7月9日	由布市	・ 野焼きの現状と後継者育成の取組について
	日田市	・ 大規模畜産施設における糞尿等の処理について

3 県外所管事務調査の状況

開催年月日	調査先	調査項目
平成24年10月15日 ～ 平成24年10月17日	山梨県	・ 自然エネルギーの導入促進と循環型社会の形成方策について (1) 金山沢川小水力発電所（山梨県南アルプス市） (2) 家中川小水力市民発電所（山梨県都留市） (3) 米倉山太陽光発電所（山梨県甲府市）